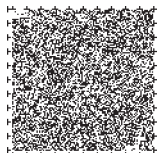


第5章 第1期障害児福祉計画



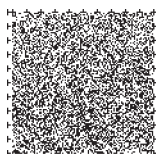
障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴い、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応を図るため、区市町村には、新たに「障害児福祉計画」の策定が求められました。これに伴い、これまで障害福祉計画の中で定められていた障害児に関する計画は、新たに障害児福祉計画として定めることとなりました。

1 成果目標の設定

障害児福祉計画は、障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とし、地域における重層的な地域支援体制の構築をめざすため、平成 32 年度末までの成果目標を設定します。

■国が示す基本的な考え方

- 平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- 平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- 平成 30 年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。



■ 千代田区の成果目標

項目	目標
児童発達支援センター	平成 32 年度以降設置予定数 1

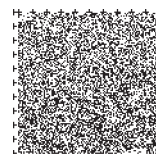
○現在本区では、障害や発達に課題のある児童への専門的な療育を行う「子ども発達センター」（以下、「さくらキッズ」という）を設置しています。さくらキッズは、障害等の早期発見、早期支援を目的に、子どもの障害や発達に気がかりや不安を抱える児童・保護者が利用できる子育て支援施設として、区民に親しまれています。本区では、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談及びサービス提供を行うワンストップ窓口を備えた「（仮称）子ども総合サポートセンター」の設置とあわせて、児童発達支援センターの設置を検討していきます。

項目	目標
保育所等訪問支援	平成 31 年度末時点での整備 1

○現在、区内には保育所等訪問支援事業を実施する事業所はありません。保育所等訪問支援事業は訪問支援員が幼稚園や保育園、小学校等を訪問し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する上で、本区では平成 31 年度に整備します。

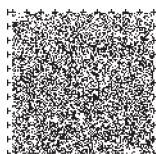
項目	目標
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	平成 32 年度末時点での整備 1
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	平成 32 年度末時点での整備 1

○区内には民間事業者による児童発達支援事業所が2か所、放課後等デイサービス事業所が3か所設置されていますが、重症心身障害児や医療的ケアを必要とする障害児等を十分に支援できる体制・設備を備える事業所はありません。本区では、療育だけでなく医療的ケアを行える看護師等を含む専門職員が配置され、必要な設備や送迎等の機能を備えた児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を整備します。



項 目	目 標
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	平成 30 年度に設置 1

○医療的ケアを必要とする障害児が地域で生活するためには、医療・保健・福祉・教育等様々な関係機関による支援が必要です。区では医療的ケアを必要とする障害児が地域で生活を送る上で必要となるサービスを明らかにするとともに、関係機関で医療的ケア児の地域支援について検討を行い、連携を図ることを目的とする協議の場を設置します。平成 30 年度は、医療的ケアを必要とする障害児の生活の実態把握を行う上でケース検討を含め協議をします。



2 サービスの見込量及びサービス確保のための計画事業

障害等のある児童の健やかな育成を支援するため、児童及びその家族に対し、障害等の疑いがある段階から身近な地域で支援ができるように、専門的な発達支援を行う障害児通所支援や障害児相談支援の充実を図り、各サービスの見込み量及びその確保の方策について設定し、地域支援体制の構築を目指します。

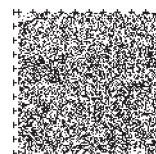
【計画期間の見込量】（一月あたり）

事業名	単位	実績値			計画値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	人日分	195	212	453	481	520	650
	人	24	23	34	37	40	50
放課後等デイサービス	人日分	195	274	590	676	754	884
	人	25	30	46	52	58	68
保育所等訪問支援	人日分	0	0	2	3	10	15
	人	0	0	2	3	10	15
居宅訪問型児童発達支援	人			0	3	3	3
医療型児童発達支援	人日分	8	11	24	36	36	36
	人	1	1	2	3	3	3
障害児相談支援	人	2	2	2	5	20	30

* (人日分)「月間の利用人数」×「一人あたりの平均利用日数」

【見込量の考え方】

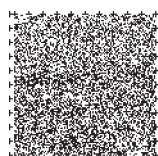
- 現に利用している児童の数、平均的な一人当たりのサービス利用量、その他障害児等のニーズ、本計画の成果目標等を勘案して、利用者数の見込みを設定しています。
- 児童発達支援については、成果目標の平成 32 年度までに 1 か所整備することを見込みました。
- 放課後等デイサービスについては、成果目標の平成 32 年度までに 1 か所整備することを見込みました。
- 保育所等訪問支援については、平成 31 年度に 1 か所整備することを見込みました。



- 居宅訪問型児童発達支援については、区が把握する対象児童の実人数を見込みました。
- 医療型児童発達支援については、現在利用する児童の実人数をもとに見込みました。
- 障害児相談支援については、平成 32 年度までに 1 か所整備することを見込みました。

【確保の方策】

事業名	事業内容
児童発達支援	<p>現在区内には、区立の子ども発達センター（さくらキッズ）を 1 か所設置しており、障害や発達に課題のある児童に専門的療育を行っています。また民間による児童発達支援事業所について区内では数が少なく 2 か所運営されていますが、都内全体では数が増えており、療育の専門性や内容は多様化しています。そして利用者は療育内容や定員の問題等を鑑みて区内外の事業所を利用していますが、利用者数の増加に比べて区内の事業所の数が少ないことが課題としてあります。今後は区内に新たな児童発達支援事業所を整備することをめざします。</p> <p>重度・重症心身障害児、医療的ケア児の受け入れ事業所は少ないことが現状です。</p> <p>今後は、重度・重症心身障害児や医療的ケア児も対象とする事業所の設置をめざします。</p>
放課後等デイサービス	<p>現在区内では、民間による放課後等デイサービス事業所について数が少なく 3 か所運営されていますが、都内全体では数が増えており、療育の専門性や内容は多様化しています。また、利用者は療育内容や定員の問題等を鑑みて区内外の事業所を利用していますが、利用者数の増加に比べて区内の事業所の数が少ないことが課題としてあります。</p> <p>今後は区内に新たな放課後等デイサービス事業所を整備することをめざします。</p> <p>重度・重症心身障害児、医療的ケア児の受け入れ事業所は少ないことが現状です。</p> <p>今後は、重度・重症心身障害児や医療的ケア児も対象とする事業所の設置をめざします。</p>



事業名	事業内容
保育所等訪問支援	<p>重度・重病心身障害児、医療ケア児、発達障害児が増えています。現在区内には、保育所等訪問支援を提供する事業所はありません。また、区外の事業所を利用している人も少ない状況です。現状利用者の数は少ないですが、今後は障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する上で、本事業を行う事業所の設置をめざします。</p>
居宅訪問型児童発達支援	<p>平成 30 年度から新たに位置づけられるサービスです。今後はサービス事業所との連携を図りながらサービスの充実に努めます。また重度・重症心身障害児のニーズに対応するため事業所の整備を図ります。</p>
医療型児童発達支援	<p>現在区内には、医療型児童発達支援を提供する事業所はなく、利用者は区外の施設に通っています。区外まで通う利用者の負担を鑑みると本事業を区内に設置することが望まれます。医療と連携しながら運営される専門的な本事業を区内に設置することを前提とした協議を開始します。設置までの間は、移動手段の整備に努めます。</p>
障害児相談支援	<p>現在区内には、障害児相談支援を提供する事業所は 1 か所ありません。しかし、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・医療型児童発達支援）利用者のほとんどがセルフプランという形で保護者が計画案を作成しており、適切なサービス内容や量の調整に課題があります。今後は利用者数のさらなる増加が見込まれるため、適切なサービスや量を提供することができるように、障害児相談支援の体制整備に努めます。</p>

